

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	亀岡 (亀岡一、二、三、四、文殊ヶ丘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日(第1回) 令和6年1月18日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手への農地の集積は飽和状態であり今後農地の引き受け手となる経営体数が少なく、耕作放棄地の増加が懸念される。
 ・鳥獣被害が増加していることから鳥獣害対策が急務となっている。
 ・10年後になれば今主力の40～50代は50～60代になる。高齢化・担い手不足が深刻。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲+果樹(ブドウ)の営農形態が中心であり、この形態は今後も継続していく。特に、ブドウについては経営規模も大きく、品質の高い多品種の生産が行われており、系統出荷のみならず有利販売に取り組んでいく。
 ・亀岡フルーツライン沿いとニツ森周囲については、今後も果樹を中心に栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	212.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	201.61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水稲・大豆の土地利用型農業を営む経営体については、集積・集約を進め、農地の受け手として規模拡大を目指していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化等、基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。 新規就農、規模拡大、法人化など積極的な経営展開を計画している経営体を積極的に支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業者へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域として鳥獣害対策(電気柵の設置や放置果樹園等の対策)に取り組んでいく。
- ⑦地域保全会による環境保全活動に引き続き取り組んでいく。